

令和4年第5回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月8日(木)
2. 場 所 白井市役所 東庁舎4階 議場
3. 議 題 (1) 議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定について
(2) 議案第7号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について
(3) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
(4) 議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について
(5) 議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)について
(6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 秋谷公臣委員長・植村博副委員長
血脇敏行委員・竹内陽子委員
柴田圭子委員・中川勝敏委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市長 笠井喜久雄
市民環境経済部長 岡田光一
都市建設部長 高石和明
市民活動支援課長 内藤篤司
市民課長 今井美由紀
産業振興課長 金井勉
都市計画課長 小島健太郎
道路課長 鈴木教之
上下水道課長 板倉英男
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美

主 事 伊 藤 昌 枝

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、秋谷委員長より御挨拶をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 改めまして、おはようございます。委員会審議も今日3日目、最終日となりました。委員の皆様には、今日議案が5つありますけれども、慎重なる審議をお願いするとともに、スムーズな委員会の進行に対して御協力をお願いいたしまして、簡単ではありますけれども、委員長の挨拶といたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第4号、議案第7号、議案第9号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目、議案第11号及び議案第12号の5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては秋谷委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○秋谷公臣委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

また、質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。

なお、マスク着用での発言に際しては、マイクの音声認識に配慮の上、明瞭に発声していただきますようお願いいたします。

また、感染症対策の一環として、説明員の皆様の離席及び退席を許可します。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定について

○秋谷公臣委員長 日程第1、議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 それでは、議案第4号の条例の廃止の部分で、本会議の定例会の初日にこの議案の説明をいただいているところです。その前に、先般11月15日に全員協議会において、証明書発行窓口の在り方に関する検討結果ということで、その結果の説明をいただいているところです。

この中で、白井市住民票等お届けサービスを創設することとしたいというような説明があったところなんですけれども、これは代理人申請ですとか、郵便申請、コンビニ交付、これらの手段で利用することが難しい方ということで、新しいサービスを創設するというような説明をいただいているところなんですけれども、この申請なんですけど、説明では電話による申請を受付後、7日以内に職員が申請者の自宅に証明書を宅配しますというような形になっております。電話ですと、本人の確認ですとか、いろいろ難しいと思うんですけれども、難しいというかできないと思うんです。この電話による申請を受け付けた後、どういう手続で本人に住民票の写しですとか印鑑登録証明が手渡されるのか、その辺りの説明をいただいていないと思うので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

こちらのお届けサービスについてですが、聞き取り事項や伝達事項が多いため、電話で受付ということでスタートさせていただきたいと考えております。電話で受け付けすることとしまして、まずは予約受付票というものを職員のほうで作成します。その際に、外出することが困難で、家族等への委任ができない方なのか、そういったことを確認いたします。対象者としましては、全員協議会で御説明のほうは詳しくはさせていただいていなかったんですけれども、資料のほうではあったかと思いますが、75歳以上の方、身体障害者手帳1級または2級を所持している方、また、要介護認定区分が3から5までの方、その他同等の状態にある方ということで想定はしているところなんですけれども、そういった方であることをまず電話で聞き取りをしまして、あとは、申請をいただく対象となる証明書、住民票、印鑑証明書、戸籍証明ということで考えておまして、その内容をお聞き取りするようなこととなります。

そういったもので予約受付票を作成しまして、7日以内に職員が御自宅のほうにお届けするということとなりますけれども、その際に御本人確認もさせていただくということで、例えば、運転免許証

ですとか、マイナンバーカード、保険証などを御提示いただきまして、御自宅のほうで御本人確認をさせていただいて、御署名を予約受付票のほうに、申請書に代わるものですので、そこに御本人様の御署名をいただきまして、手数料を頂く、住民票であれば300円を頂いてということで想定しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 今回の説明で、電話で受け付けた後、本人に手渡されるまでの流れというのは理解できました。

このサービスを利用できる方の中で、全協の資料の中で、(4)のところ、その他市長が前号と同等の状態にあると認められる方とあるんですけども、具体的にはちょっとどのような方を想定されているのかお答えいただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

実際に始めてみないとどのような方が該当になるのかというところは想定が難しいところではあるんですけども、例えば、75歳以上になっていなくても動けないような、外出ができないような方であるとか、あとは、手帳自体が1級、2級をお持ちでなくても同等と認められるような障害をお持ちの方ですとか、そういったことで考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今回の質問の続きになると思います。この条例は令和5年12月29日から施行すると書いてあります。それと、このお届けサービスというのは来年の4月からということになっていると思いますけれども、このずれはどういう配慮の下にこの期間が設けられているのかというところを説明してください。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

こちらのお届けサービスにつきましては、来年度、令和5年4月から、年度当初から実施することで、そのサービスを市民の皆さんに知っていただきまして、出張所の廃止に対して不安のある方に対して安心していただきたいということで、4月から開始させていただきたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういう配慮は分かりますけれども、お届けをして、なおかつ、その時点ではまだ

300円ですかね、何かここにお届けをして、条例ができない前にお届けをするというのは、市民にとってはありがたいですけれども、何か不公平感を感じませんか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お届けサービスにつきましては、出張所廃止の代替措置として実施するものと考えておまして、政策的な取組にするということで、実施するものということで考えておりますので、配達料等は頂くことは考えておりません。300円ということで実施したいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところですけども、お届けサービスの内容は、市庁舎、窓口に来る場合と、あるいは、コンビニで取る場合と、中身が若干違ってきているのかなと思うんですけども、お届けサービスでは受けられない内容というのはどんなものでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

戸籍証明につきましては本籍地のみの証明ということになりますので、こちらもともと白井市で発行しているのは本籍地のみということになりますので、それについてはお届けはできないことになります。住民票のお届けサービスで発行できないものとなりますと、具体的に電話等で聞き取りすることになってくるわけなんですけれども、今考えているところで、コンビニ交付で発行できないものは、今現在戸籍証明等ありますけれども、お届けサービスで発行ができないものは、十分聞き取りをした上でお届けできるということで考えておりますので、今ちょっと想定としては考えておりません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それはもう1回確認したいと思うんですけども、検討結果についてというのを見ますと、住民票の写しと印鑑登録証明と本籍地が白井の人の戸籍証明とあるんですけども、コンビニ交付としてはそのほかにさらに住民票の写しと印鑑登録証明と課税（非課税）証明書とか所得等証明書が今年1月から追加をされています。これについても入っていると考えるとよろしいんですか。ここに記載ないんですけども。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

税証明についてということなんですけれども、あくまでこちらのお届けサービスにつきましては、出張所の廃止の代替手段ということで実施いたしますので、ほかの証明まではお届けできませんが、訪問した際にお困り事などの内容をお伺いした場合には、担当課のほうへ伝達してまいりたいと考え

ております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 では、今出張所で発行できているものについてお届けサービスで行いますということですね、確認ですけれども。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

委員がおっしゃっているとおりです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 出張所というのは、役割として、こういう証明書の発行業務だけですか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

白井市の出張所は5か所ありますけれども、出張所という名称なんです、実際に行っている業務というのは住民票と印鑑証明と戸籍証明の発行のみということになります。ほかの自治体では、出張所という名称で、住民異動ですとか、転入・転出ですとか、あと、戸籍届出というものも受けているところもございますけれども、白井市の出張所につきましては証明書の発行のみということになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今指定管がその隣で業務を行っていますけれども、例えば、行政につながなければいけない話とか、市民がセンターのほうに来たときに、指定管のほうで受けて行政につながることは多分役割としては入ってなくて、それが行政の出先機関である出張所の役割の1つではないのかなというふうに思っていたんで、今までずっと検討結果を見えていますけれども、そこについての記載が全くないので、じゃあ、今までどうしていたのかなということがちょっと気になるんですけども、どうなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 指定管のほうの方については、証明書を発行するとか、それは業務に入っておりませんので、直接市役所のほうに御連絡いただくということになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 だから、その直接市役所に連絡をいただくということが出張所の役目の1つではなかったのかなと思うんですよね。なので、何というんだらう、いわゆるサテライト的なところには、

市の機関、市の施設なので、市の職員が最低1人ぐらいいて、その地域の人、市役所に行けない人とかのお困り事とか、あるいは、こういうことをしたいんだけどどこにどうしたらいいんだろうかというような行政に関する相談とかを受ける、その窓口できちんとしかるべく対応してあげるといいう役目というのは指定管ではできない部分だと思うので、それを担ってきたところがあったのではなかろうかと思ったんですね。そのところが全くなく、とにかくマイナンバーカードを発行させよう、縮小させようというところだけの議論しかずっと見ていると出てこないの、そういう役割という、いわゆる行政としての行政サービスの最先端の部分としての役割というのはもう結局今は全くなくなっているというふうに解釈していいんですか。

○秋谷公臣委員長 岡田市民環境経済部長。

○岡田光一市民環境経済部長 お答えいたします。

出先のセンターについては、例えばですけれども、今出張所のないようなセンター、例えば、西白井コミュニティプラザとか白井コミュニティセンターとかありますけれども、こういったところで、例えば、窓口でお客様が何か市に対してのお問い合わせ、そのようなことが出てきた場合については、その都度コミュニティセンターの方から御連絡をいただくだとか、あと、コミュニティセンターとかの方々が分かっている内容はその市民の方々にお伝えをするなどしてやってきておりますので、難しい答えられない内容についてはそれぞれ担当課のところそういうお問合せは回ってくるというようなことになっておりますので、今後もその対応は引き続きできるものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今の質問を聞いていて、出張を廃止して、お届けサービスみたいなシステムを考えた。となると、この条例を出すまでに庁内会議というのは多分あったと思うんです。その庁内会議の中で、主にこのお届けサービスは福祉部門に大きく関係すると思うんですけれども、その辺の連携体制を取っていくという庁内会議での話合いというのは既に行われたんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

お届けサービスを創設するに当たりまして、戦略会議等に諮って決めていったわけなんですけれども、その際に、福祉部門のほうにも、対象者がこちらに示させていただいています身体障害者手帳の1級、2級をお持ちの方ですとか、要介護認定3から5の方ですとか、そういったことで不備はないのかとか、そういったことは確認をさせていただいておりまして、連携という形で取らせていただいております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ということは、そういうシステム化というような考え方はもう既に庁内会議で終わっていると考えていいんですか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 そのとおりです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 御自分のほうから市の職員が出向いてというのはすごく画期的でいいとは思いますが、その中で、この対象となる方をどれくらいを見込んでいて、そのうち実際にお願いする件数というのをどれくらいと見込んでいるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

対象の75歳以上の方についてなんですけれども、まず10月末時点で、全体人口としては6万2,897人中75歳以上の方は8,815名ということになります。また、65歳以上になってしまうんですが、対象としては本来75歳以上で見ているんですけれども、独居の方、独り暮らしの方の世帯ということになりますと、令和2年の国勢調査の結果では、高齢者単身世帯は2,086世帯ということなんです。

また、障害者手帳をお持ちの方ということで、令和4年3月31日現在で、1級の方が604名、2級の方が241名、合計で845名の方が対象となります。

あと、要介護認定の方ということなんですけれども、令和4年9月末日時点で、要介護3の方が377名、要介護4の方が297名、要介護5の方が217名ということで、合計で891名の方が対象ということで現在想定しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 その上でもう1つ聞いたのは、今の発行の部数からいって、対象になる方がどれくらい利用するかなという、一応めどみたいなのをどのように立てているかということです。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 失礼しました。お答えいたします。

同じようなサービスを実施しています、県内で1か所、南房総市というところがお届けサービスということで実施しているんですが、そちらのほうに確認をさせていただいたところ、ほとんど件数もなく、年間1件から3件程度の申請ということなんです。白井市のほうでもこちらのサービスを実施していきたいと考えていますが、月1件程度かなということで想定しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 私、今回の提案で、私の前科前歴は白井駅前センターの非常勤職員ということで、契約して、3年間おりました。そのときに、市の職員の方、証明書発行だということで言われておりますが、これは非常に機械的な解釈だというふうに思うんですよ。というのは、やはり公民館など、市の指定のところの窓口に来られる方は、市全体の事務にまつわる問題、これを受け止めてほしいということでも来られると。もちろん部屋を利用してね、興味のあることに参加しようということのほかにも。だから、これは開かれた市の窓口だというふうに思うのを、今度は、いや、ここの部門は証明書発行だけしかやってないという角度ではなくて、逆に、じゃあ、この人たちは市の業務に精通しているわけだから、委託業者より比べてね、だから、その点でまだ力があるならば逆にこういう仕事もしてもらおうじゃないかというふうな形で存続、発展させるということがより市民サービスの向上につながるのではないかということですが、そういうふうな意見、発想はどうだったのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 答えいたします。

市としましては、今後デジタル化の推進により、マイナンバーカードの利便性がさらに向上する中、カードの普及、促進に努め、コンビニ交付を推進し、市民の利便性の向上と行政サービスの効率化を図りたいと考えています。

一方で、マイナンバーカードを持っていない方が社会に取り残されることがないように対応していきたいと考えております。マイナンバーカードの申請方法が分からない方に対しましては、引き続き申請サポートや出張申請を行いますし、コンビニ交付の方法ですとか、そういったことにつきましても広報で周知しておりますが、今後も分かりやすく周知に努めたいと考えております。また、御要望があれば、なるほど行政講座のほうで、地域に出向いて、コンビニ交付の方法ですとか、そういったことも御説明させていただきたいと思っております。

出張所に代わるものということで、住民票等を取付する方法はコンビニ交付ということでお話ししておりますけれども、コンビニ交付が利用できない方につきましても、郵便申請ですとか、代理申請、広域交付ということで代替手段がありますので、それにつきましても、いずれも利用できない方につきましては、先ほど申し上げました住民票お届けサービスを御利用いただきたいということで、出張所の代替措置として考えております。

すみません、失礼しました。

また、出張所につきましては、証明書の発行を行わない時間帯につきましても、市全体のお困り事などの御用聞きですとか、ほかの業務について追加してはどうかというような御意見はありましたけれども、そもそももともと出張所の業務の範囲ということには入っておりませんので、検討の結果と

いうことでは入っておりません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

中川委員。

○中川勝敏委員 例えば、工業団地にあるセンターは、市の職員の方が直接、証明書発行以外にも対応していると。あれはやはりこれまでの白井や西白井にある公民館の職員の証明書発行を中心とした仕事では不十分だということで置かれたんじゃないんでしょうか。その辺の評価との関係ではどうなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 岡田市民環境経済部長。

○岡田光一市民環境経済部長 お答えいたします。

公民センターが市の直営で行っているということの理由ですけれども、もともとは公民センターについては指定管理で運営を行っておりましたが、まちづくり協議会の設立をしていこうという市の取組に当たりまして、その際に第二小学校区の中にやはりまちづくり協議会というものをつくっていこうというような、そういうことに対応するために、そこに市の職員の、ベテランの退職をした職員が、再任用の職員というようなところで、直営でそれを行っていくというような責務がありまして、そのようなことから今直営で引き続き行っているというようなところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

中川委員。

○中川勝敏委員 これまでの流れ全体で聞いていますと、市民が出張所や公民館に顔を出すというのは、確かに証明書の発行だけだとか、会館を借りるとかね、利用するとかということでしょうけれども、市民というのは1人の人間ですから、いろいろな顔を持っているわけですよ。それ行ったときに、自分たちの願いとか、そういうことを市全体に対して聞いてほしいというふうなことが、受皿として今は少なくとも十分ではないと思うんですけれども、それがますますなくなってくる。その件は市役所に電話して言ってもらえますかというふうなね、やはり住民サービスの低下、これ著しいんじゃないかなと。この辺の危惧は、もうマイナンバーカードの処理で経費が削減できるとかね、そういうふうなものとは違った、市民の願いを受け止める市役所、行政、また、出張所というふうな根本的な問題を、どういうふうにそのところは評価されているんですかね。フォローはしますというのはあるけれども、今のは単なるフォローでしかない。そうすると、市民は出張所にはもうあまり行きたくないなど、電話で済まそうとか、これぐらいだったらもう興味があってもまあいいや、またいつかの機会にということで顔を出さない。市民参加というふうな住民の根本的な利益と違う方向に進んでいくんじゃないんでしょうか。その辺の危惧は職員の方は持たないんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 岡田市民環境経済部長。

○岡田光一市民環境経済部長 お答えいたします。

先ほど柴田委員からもお話があったようなところと重なっているのではないかなと思うんですが、市の出先のセンターで、今指定管理者でやっているセンターが多いわけなんですけれども、そこで、今出張所はありますが、これが廃止ということになったというときには、今度は指定管理者の方々が引き続きセンターの運営を行っていくようになりますけれども、その窓口で市民の方から市政に対しての何か御要望とか、御相談とかというようなお問合せ等をいただいた場合には、そちらのセンターの職員が受けて、それで、分かる内容についてはお話をそこでさせていただいて、分からないような内容については必ずセンターから市の担当課のほうに連絡が来るようになっていきますので、そういったようなことで担当課からその方にお話をするとか、そういったような対応はこれまでもやってきているところでございます。

また、各センターのセンター長と市の担当課、指定管理者を持っているセンターの担当課については、毎月1回センター長会議というものを開催しておりまして、そこでお互いに情報共有を図ったりですとか、市からの伝達事項を行ったりだとか、そんなようなことを行いながら、各センターとの連携を行っているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですけれども、契約の中に行政との窓口を受けるというのは指定管の中に入っていますか、入っていないと思うんですけれども、多分移行するときの質疑のやり取りの中で、そういうことはできません、契約的にも法律的にもできないんだという説明を受けた記憶があるんですけれども、その確認をお願いしたいんですけれども。

○秋谷公臣委員長 岡田市民環境経済部長。

○岡田光一市民環境経済部長 お答えいたします。

ちょっと手元に資料はありませんけれども、出先のセンターの方から、市民からの何か問合せがあったときには、これまでもセンターの方の配慮というようなこともあるかもしれませんが、分からないようなときは市側に確認の電話が来たりというようなことがありますので、そこに関しては特に指定管理の協定書に入っていないとかというような、そういったようなことではなくて、今ちょっと見てみますと、これは指定管理者の募集要項の内容を見てみますと、その中に、日常業務の各課等との調整という文言が入っておりますので、特にこういったことについては問題ないものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 その点については、確認できました。

それでは、次は4月から5月にかけて行ったアンケート結果の考察について伺います。これは2,000人に郵送して、回収率が44.75%というアンケートだったと思いますけれども、その他の意見、要は、自由記載のところにもものすごくたくさん意見が書かれているのがまとめとして出ています。

その中で、出張所に関する意見というのが80件ありますよね。これを見ますと、ぴったり80件なんですけれども、出張所の廃止はやはり反対であるというのが59%、賛成が32%、それから、自由記載なので、どちらともつかない回答が10%、8人いたんです。何年か前にもこういうアンケートをしていて、そのときはまだコンビニ交付とか代理の発行とかいうのがあまり認知度が高くなかったので、出張時反対というのはいっしょに多かったと思うんですけれども、この何年間かでもかなり努力されて、周知に努めてという、最終的なアンケートとしてここにあると思うんです。それでもやはり高齢者にとっては絶対に出張所は必要なんですとか、市役所から遠いからという、前から指摘されているような意見が多く出ていて、やはり必要なんですということを訴えられている方は多いということなんです。

それも、内訳的に見ると、やはり20代の人でもそのまま残してほしいという人が3人いました。あと、40代、50代、60代、70代と、ここら辺の回答が一番多いんですけれども、出張所を残してほしいという意見47人のうち、やはり40代、50代、60代、70代の方はそれが圧倒的に多いんですよ。圧倒的にというのか、あと、地域性も結構ありまして、地域性としては、なぜか大山口小学校区の方は10人が反対だと、出張所を残してほしい、3人がいいんじゃないかという意見、桜台小学校区は11人が反対で4人が賛成、第三小学校区は7人が反対で2人賛成、南山小学校区が5人反対1人賛成という感じで、地域的にも回答数も違いますし、賛成者、反対者、それぞれあるんですね。

やはり地域性とか考えたりというのは前の意見交換会でも出ていたと思うんですけれども、地域性を鑑みて、必ずしも一斉にという必要もないのかなという気もしてはいたんですが、これ見るとやはり遠い人というのは残してほしいという声が多いのかなと、全体的な傾向として思います。それについて、遠くのほうは取りあえず少し残そうとか、そういうような検討はしなかったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

本市は県内37市中6番目に面積の狭い市であり、市役所から出張所までの車のルート、距離にしましては、桜台センターと公民センターまでがそれぞれ約4.9キロ、富士センターまでが約4.2キロ、西白井複合センターまでが約3.5キロ、白井駅前センターまでが約1.3キロの距離となります。一部のセンターだけが大幅に遠いということではないような状況であります。

出張所の証明書の交付件数は全体的に年々減少しているということで、住民票等の取得方法は出張所以外にも様々な代替手段もありますので、そちらの方法で周知していくことで、出張所廃止後も支

障なく証明書を取得できるということで検討しました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 迷ったんですけれども、やはり今の時点では、これまでソフトランディングを心がけておられたので、これだけ反対だと表明されている方も多い中での事業の進行なので、もう少し様子を見るというか、例えば、マイナンバーカードの交付が90%になったらというお話も出ていたと思うので、そういうふうな状況になってきたら本当に出張所を畳むという方向に進めるということにすればいいのではないのかと。

そして、今質問で申し上げたように、遠いところで高齢者の方が本当に困るからという切実な意見も寄せられているというところを見れば、やはり何も一斉になくすという必要もなく、地域性を考えて残してもいいのではないかと、遠隔なところについては、そういう配慮をもうちょっと検討してもよかったのではないかという思いがあります。

なので、一律に一斉に廃止するというのでは、ソフトランディングとしては最後がもったいないかなという気がいたしますので、もう少しそこについての配慮をお願いしたいと思い、この議案には反対いたします。

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例、これに賛成をいたします。

現在、超高齢化社会の到来、これは今後ますます行財政の改革が求められることになり、このことは第2次行政経営改革実施計画に新たな基本方針として自立した行財政運営が示されていますが、これは必須の課題だというふうに私は思っております。

現況として、現在出張所を継続した場合、年間の経費が約1,095万円であること、そして、出張所交付が令和元年度9,063件あったものが令和4年度11月末には3,502件と、減になっています。一方、コンビニ交付は令和元年度1,291件が令和4年度11月末には4,514件の増と、逆転現象が見られました。

さらに、出張所廃止による代替手段として、生活弱者の方々への住民票等お届けサービス、こういうものが実施予定です。今質疑の中で具体的なサービスをよく伺いまして、分かりました。でも、欲を言えば切りがないというふうに私は思っております。

さらに、市のマイナンバーカードの交付率が令和4年11月20日時点で58.3%であり、現在の申請率も68.6%と、県内37市中2位という現況になっていると伺いました。

これらの点を総合しますと、費用対効果の面からしても問題ないと判断し、私は賛成をしたいと思えます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はありませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 やはりこの問題、私は費用対効果ではかるべきというのは根本的に違います。したがって、市民が。

○秋谷公臣委員長 中川委員、すみません、賛否を表明、言ってから。

○中川勝敏委員 反対です。続けてよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 はい。

○中川勝敏委員 そういう点で、やはり一番大事なものは住民の声が市政に確実に届けられる。また、その機会を、今のままでいいんだということではなくて、さらに前進させていくと、そういう白井市政をつくっていくという根本的な問題に関わるところだと思います。

したがって、切り口になったのがマイナンバーカードの創設というふうなことでなっておりますけれども、昨日窓口にも聞いたんですが、私もよく調べていないので止まった状況はあるんですが、今のマイナンバーの交付申請まで含めると六十何%で、県内の市町村で2番目に高いということですが、じゃあ、もう1つ調べなきゃいけないなと思って、今日間に合わなかったんですが、急激にマイナンバーカードの作成者が増えるということの背景に、これによるマイナス効果、すなわち、要するに、警察のほうに、当然マイナンバーカードの申請が増える、カードを持つ初めての人たちが増えてくる中で、これに対する振り込め詐欺的な要素が増えているのではないかと、また、増えていくのではないかと、そういうふうな負の要因をやはりしっかり押さえていくという点からいっても、私は1に住民サービスの低下であり、2に強引なやり方でそういう形で進めるということのテーマではないと思っております。そういう点で、この問題については反対でございます。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はありませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで出張所については、出張所の前に、平成29年1月から住民票ですとか印鑑登録証明のコンビニでの交付が開始されるところです。その後、財政推計の見直しと財政健全化の取組ということで、歳出削減のために出張所の廃止というものを掲げて、マイナンバーカードの取得率を向上させようと、コンビニ交付を積極的に推進することによって出張所窓口を廃止することというような流れで

来ています。

その後、意見交換会ですとかアンケート調査を行って、その結果を踏まえて、行政戦略会議においてマイナンバーカードの取得率、交付率が50%を目安として、これを超えたらこの在り方について再検討を行うというような形で流れてきているところです。

令和4年からコンビニで税証明、今回税証明は違うんですけれども、そういうものが開始されているところです。長期にわたりいろいろと意見交換、それから、アンケートを取って、窓口業務をどのようにするかということで執行部の方は検討されて、本議案が上程されているわけです。

ただ、ここで1つちょっとお願いしたいんですけれども、来年の4月からお届けサービスが始まると、それから、12月末をもって出張所を廃止することなんですけど、まだ廃止まで期間は約1年あります。市民の方にこのお届けサービスですとか窓口業務の廃止というのをしっかりと周知していただくことをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

11時05分に再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 議案第7号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について

○秋谷公臣委員長 日程第2、議案第7号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、このことについてちょっとお伺いしたいことがあるんですね。ワーカーズさんが業務を受けて行うことで、よりよい運営ができて安心につながるということが一番大事なことだと思っております。そういう観点で恐らく審査会の答申も出され、それを尊重して今回決まったと思うんですね。

自分は、ワーカーズさんがいいとか悪いではなくて、いろいろもらっている資料を見ますと、白井市のいろいろな施設でワーカーズさんが指定管理を行っております。そのことについて、自分はちょっと多様性とか、あるいは、いろいろな考え方とか働き方のグループが入ってくるほうが、何となくお互いに切磋琢磨していい方向で、あるいは、いろいろな気づきが出てくるのかなと思っています。

ところが、ワーカーズさん、一番やはり評価の点数が高くて、信頼できて、いろいろな条件がもう整っているということはもらっている資料からいろいろ分かったわけですがけれども、例えば、何かがあったときに、1社で、1社というか、このグループの方だけのたくさん請け負っているということになると、何か1つつまざりたりしたことが仮にあった場合に心配なことはないのかなというような点、多様性ということも含めて、多少伸び盛りのいろいろな斬新的なことを言う、提案するグループもちょっと入っているといいのかなというふうな自分の思いがありましたので、今回この答申、決定についての異議ではないんですけれども、そういう多様性という観点からこの答申をどのように受け止めたかちょっと伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 今回指定に当たりましては、ワーカーズさんということで、審査会のほうでは、委員おっしゃるように、新しい風も入れたほうがいいのではないかなというような御意見があったことは確かでございます。ただし、市としては、審査会の答申を踏まえまして、それを尊重して、今回ワーカーズさんのほうの指定ということで選定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 施設説明会に4団体が出席されているということですが、この4団体の中で、ここではワーカーズさんがこの中に入っているんで、現在白井市で指定管理を行っているところなんですけれども、この4団体のうち、現もしくは過去、市内で指定管理をされた団体というのがあったのかどうかまず確認させてください。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

出席いただきました4団体のうち、現在白井駅前センターですとか複合センターで指定管理を行っているワーカーズさん、それから、過去に運動公園の指定管理者であった事業者が1社ございました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 説明会は4団体と、申請団体が2団体だったということなのですが、この申請団体の2団体なのですが、この中にワーカーズさんが1つ入っているわけですが、もう1か所というのは、過去ですとか、そういうところの団体が、これ株式会社ですか、含まれているんですけども、新規に申請を上げてきたものなのかどうか確認させてください。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 過去に他の施設で指定管理者の申請はいただいておりますけれども、実際に受託はしていない状況でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、4ページのところに、申請団体が2団体、それから、3番目のところに、指定管理者選定審査会での候補者の選定、ここを見ますとね、30点をこの2社ともクリアしたと。クリアしたけれどもワーカーズコープのほうが選ばれたという、この大きな違いは何なんですか。市としてワーカーズがよいという、この違いの大きな点をちょっと御説明いただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 すみません、確認、申し訳ないんですけども、もう1社の事業者と大きな違いということでしょうか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えします。

今回ワーカーズさんということで提案をいただいておりますけれども、審査会のほうから主な選定理由として3つ記載がございます。

1つ目として、市民団体の支援に特化した講座が多く提案されており、より施設の目的に沿った運営が期待されていることが1つ目の理由となっております、具体的な提案として、まちづくりサポートセンターの多目的スペースでの展示会ですとか、地域活動に関する講演会、市民活動団体のマッチングイベントですとか、まちづくり講座、こういったものが評価されているものと捉えております。

2点目の、市内の他施設での指定管理者であることから、施設間での連携による相乗効果が期待でき、さらなる市民サービスの向上が望めることというものが2点目の理由になっておりますけれども、こちらは現在、先ほどもお答えいたしましたけれども、白井駅前センターと西白井複合センターの指定管理者となっておりますので、自主事業ですとか市民サービスの向上の取組における連携が期待できるのではないかと、あと、万が一の緊急時などにおいて、職員間の連携、そういったところもできるのではないかと、ということで評価をされているものと捉えております。

それから、3点目につきましては、施設運営の費用対効果が優れており、充実した市民サービスへの提供が期待できるということが理由で書かれておりますけれども、こちらにつきましては、提案いただいた指定管理料におきまして、自主事業ですとか、市民サービスの向上、施設の利用促進などの取組の費用対効果が評価されたものと捉えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはもう私は分かっているんです、書いてありますし、それから、説明もいただいているから。そうじゃなくて、1社は株式会社ですよ、1社は特定非営利活動法人。ワーカーズによさというのは、出先のところの事業展開を見ているとよく分かります。あえて伺っているのは、この株式会社との、点数はともかくとして、選定するとき、違いがこうだったぞという、その違いを伺いたいんですよ。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 実際に私のほうも、審査会のほうには施設の担当課として参加をさせていただきました。具体的な違いということでございますけれども、ワーカーズさん、それぞれもちろん自主事業ということで提案をいただいておりますけれども、私の印象としては、ワーカーズさんのほうが施設の目的に合った自主事業が特に提案されていたのかなというふうに、より施設の目的等を理解いただいているのかなというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 印象はよく分かりました。じゃあ、もう1社のほうというのは株式会社としてどんなような提案であって、ワーカーズより劣ると言ったら失礼ですけども、差があったというところはどこだと思われたんですか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 審査に当たりましては、サービスの評価と価格の評価ということに分かれておりまして、サービスの評価につきましては、委員合計の点で10点ほどもう1社のほうが上回っていたというような状況でございます。価格の評価のほうがワーカーズさんのほうがよかったという現状があります。その総合評価ということで、今回はワーカーズさんのほうになっておりますので、費用対効果の部分で優れていたのではないかと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のまちサポは5年間かけて7つの機能も持たせて、その上で指定管に移行すると

いう当初の予定だったわけですがけれども、それがなかなかちょっとうまくいかなかったという経緯もあります。今7つの機能のうちのどこまでが備えられていて、今後指定管にバトンタッチしていく部分はどこからになるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えします。

まちサポの機能の部分だと思うんですが、平成30年5月にまちサポの開設以来、段階的に機能の充実を図っておりまして、一部機能、特に調査研究機能につきましてはさらに充実を図っていく必要がありますが、おおむね整ってきているのではないかというふうに考えております。しかしながら、御指摘のとおり、中間支援施設として、まちサポの役割については市が目指すところまでには至っていないものと考えております。

本議案の議決後、令和5年には指定管理者制度に移行するため、直営としての管理運営については残り数か月となりますけれども、これまでの相談実績の分析ですとか、市民団体活動補助金のニーズ、それから、情報発信ツールの活用の現状など、今現在そういった分析あるいは団体等のヒアリングを行いまして、現在も機能の充実に努めているところでございます。

指定管理者制度の移行に当たりましては、これまでの取組を指定管理者に引継ぎをするとともに、民間のノウハウを活用しながら、利用者に満足いただけるよう、指定管理者と連携を図りながら、機能の充実、管理運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今回の御答弁の中で、7つの機能を大体兼ね備えてきている状況ではあるが、まだ市としてはちょっと足りない部分があるというようなお答えでした。その足りないと感じておられる部分というのはどういうところでしょうか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 機能としては、7つのうちの調査研究機能なのかなというふうに考えております。また、まちサポの目的として、市民団体同士をつなぐ、あるいは、市民団体と市民をつなぐ、それから、市民団体と行政をつなぐという部分がございますけれども、一番はやはり市民団体と行政をつなぐという部分がちょっとまだ満足いくような状況ではないというふうに市としては捉えておりますので、その辺りを今後は指定管理者とともに一緒になって連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 費用対効果のところではワーカーズさんのほうが勝っていたということですが、

実は点数を見ていると、企画とか、そちらの費用対効果じゃないほうの点数がもう1社のほうが10点ほど高いですね。市の目的に沿った事業の提案が多かったということだったんですけども、実際点数評価を見るともう1社のほうが高いという状況なんですけど、その高い部分というのはどういうようなところの評価だったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 すみません、確認なんですけど、高いというのはワーカーズさんが高いということですか、もう1社のほうが高いということですか。

すみません、審査項目のサービスの評価項目で12項目あるんですけども、もう1社のほうが高かった部分につきましては、管理運営の基本方針ですとか、市民ニーズの把握方法、それから、緊急時の対応ですとか、利用促進の方法、こういったところでもう1社のほうが高かったというところがございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 サービスの評価点が高いというのが実は一番望ましい点のつけ方だったのかなと思って、ちょっとサービスのほうで高い得点だったというのはどういうところなのかなと思ったんでお尋ねしました。

ワーカーズさんについては、結構です、大丈夫です、いいです。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 どうしても今回疑念が残るのは、ワーカーズさんは指定管理業者だと。そのワーカーズさんは2つの公民館や何かをやっている。そのほかに、全体にまたがるこのまちづくりサポートセンターの指定管理業者としても出している。同一の指定管理業者がサポートセンターという役割の分野においてまた指定管理業者として名のりが出ると、ここがやはり何としても釈然としない。その辺はいかがでしょうか。なぜこうなったのか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えします。

市のほうでは公の施設の指定管理者制度に関する方針というものを策定しておりまして、1社におきまして3施設まで指定管理者を受けられるということになっておりますので、その方針に基づいて今回そのような形で募集をさせていただいたところがございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 申し上げたいのはね、その3施設ということはあるんでしょうけれども、例えば、

今ワーカーズが2つの公民館で指定管理業者をやっていると。そこに対するサポートセンター側からの指定管理業者が同じワーカーズであると、これはどう考えても、誰が運営しても肩入れし過ぎじゃないかと。この説明はどうでございますか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

それぞれ施設につきましては目的も場所ももちろん違いますので、その辺りで肩入れし過ぎではないかということのお話がありましたけれども、市としてはその方針に基づいて、3つの施設までは同じ事業者が施設の管理運営、指定管理者として運営できるということで、今回募集と選定を行っているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今まで2つの施設の指定管理をしていますけれども、何かクレームとか、そういうようなことは今まで出ていますか、運営上のとか。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えします。

個々具体的な内容までは把握しておりませんが、今回の議案の提出に当たりまして、駅前センター、それから、西白井複合センターの管理運営状況として、令和2年度と3年度のモニタリングの結果を確認させていただきました。令和2年度に、白井駅前センターについて、人員配置のところで一部改善が必要な事項が見受けられたというのがございましたが、その後につきましては改善されておりまして、おおむね計画どおりの管理運営がされているということを確認しております。

まちづくりサポートセンターの管理運営状況につきましても、モニタリングを年2回行いまして、協定書や事業計画書に基づいた管理運営が行われているかということを確認いたしまして、必要に応じて改善や指導というようなことを行うこととしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方でございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 質問して、考え方をお聞きしたんですけれども、やはり釈然としません。同一の業者が、例えば、何回かやった中でね、どうしてもほかに適当な業者がないというんならあれですけ

れども、同一業者が同一業者の指定管理と関わるというふうなのは、誰が考えても、市民にも説明できないんじゃないですか。私ワーカーズの指定管理業者の下で働いていたんですけれども、悪く言うのもおかしいですけれども、誰が考えてもこれは間尺に合わない。その業者の方はやはりこの募集に当たって辞退いただくとかね、受け入れられないとか、そういうふうな条件をつけないでいったからこういうふうな結果となったんだと思うんですけれども、これはやはり誰が考えても間尺に合わない。それだけです。

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○秋谷公臣委員長 日程第3、議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

13ページ、2款1項1目一般管理費のうち、交通安全対策事業費、これについて質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、13ページ、2款1項9目地域振興費、これについて質疑を行います。

質疑のある方、お願いします。

血脇委員。

○血脇敏行委員 9目の事業番号8番、小学校区まちづくり協議会設立・運営支援事業ということで、大山口小学校内の事務室に電気メーターの設置というような御説明をいただいているんですけれども、この電気メーターの設置、どういうあれで、何というかな、目的というか、ちょっとその辺り確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

大山口小学校区のまちづくり協議会につきましては、令和4年2月に設立をしております。現在大山口小学校の教室をまちづくり協議会の拠点としておりまして、まちづくり協議会などから適正な電気料金を徴収するために、大山口小学校内に今回電気メーターを設置するために必要経費を補正させていただいているものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、14ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳、これについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 委託料のコンビニ交付証明書発行委託料というのは、たしか、何でしたっけ、今度3月から始めるコンビニ交付の証明書の発行手数料を削減するための減収の分、何かJ-LISに支払う部分だということをちょっと説明でいただいたんですけども、この内訳がちょっとよく分からないので、もう1回説明をお願いします。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

こちらのほうの委託料につきましては、3月からコンビニ交付の手数を300円から200円にするということになるんですけども、まず、コンビニ交付の件数が年々増加している状況で、倍増しているという状況になっておりまして、今年度におきましても、ただいま11月末現在でコンビニ交付が4,514件というような状況でございまして、当初予算で月500件で計上していたものですから、そこでJ-LISに支払う委託料が足りなくなってしまうところもありまして、当初予算では年間6,000枚を交付ということで計上しておりましたけれども、コンビニ交付が増加していることと、あとは、減額による効果も見込みまして、今年度8,095枚の交付を見込んだというところでこちらのほうは計上しているものです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 つまり、当初予算よりも発行数がどんどん増えているから、それでJ-LISに支払う発行委託料が足りなくなったと。その中には、3月から手数料を安くするからさらに発行が見込まれる、発行数が増えるのではないかと、そこまで、それも見込んだ枚数の委託料ですよということですね。よろしいですか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 委員がおっしゃっているとおりです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 3月に見込んでいる手数料削減に伴う発行枚数の増加、それはどのように見込んでいるかをお願いします。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

3月の発行の件数としましては、3月一月で1,200件を見込んでおります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは手数料が削減されたことも含んで1,200枚ということですね。じゃあ、2月まではもうちょっと少ない、3月になったら手数料が減るから発行枚数は増加するだろうという見込みを立てているんですか。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

2月までは昨年から現在までの増加率を計算しまして、大体180%増ということで、今後増加ということで見込んでおりまして、そこにプラス、3月につきましては減額の効果ということも加味して計算しました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 具体的に何枚見込んだのか、もうちょっと具体的に言っていただくと分かりやすいかなと思います。

○秋谷公臣委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

具体的な枚数ということなんですけれども、積算する時点が9月ということになっておりましたので、実績ベースで、8月までで2,410件交付済みということで、その後計算をしまして、見込みで試算したんですけれども、9月が643件、10月が648件、11月が726件、12月が662件、1月が941件、2月が864件ということで見込んでおりまして、3月につきましては1,200件を見込んでいるということになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、20ページ、5款1項3目農業費、21ページの上段の5款5目、これを含めて農業費について質疑を行います。

質疑はございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 20ページのところなのですが、3目の事業ナンバー2、水田農業経営推進に要する経費ということで、すみません、私この辺りよく分からない部分があったりしてあれなんですけれども、御説明の中では、白井市地域農業再生協議会、これ農水省から共通申請サービスのシステム導入というような説明だったと記憶しているんですが、これ導入することによる何というか、効果というか、どういうものなのかちょっと御説明いただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。

農林水産省共通申請サービス、こちらeMAFFと言われているものですが、農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金、交付金の申請をオンラインで行うことができるサービス、当然農業者の申請もオンラインで行うことができるサービスになります。eMAFFのメリットというのがありまして、当然オンラインですので、窓口に行かなくとも自宅などのパソコンやスマートフォン、タブレットから申請できるようになります。先ほども言いましたけれども、eMAFFの各種手続が掲載されるため、そこから入っていけるので、ワンストップの申請が可能になると。eMAFFに申請情報が蓄積されているため、紙で管理する手間が省けるようになります。あと、蓄積された申請情報を自動的に申請フォームに自動転記されるような、ワンズオンリーというものにより入力作業が翌年度の申請で楽になる、こういうようなメリットが一応あるということで、これは農水省のホームページに載っていることなんですけれども、そのような形でお知らせされているところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 分かりました。今までは、じゃあ、全部手作業ですとか、そういう申請というのをやっていたということなんでしょうか。ちょっとすみません。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、今までは全て紙でやっていたんですけれども、経営所得安定対策に係るもの、特に水田台帳というものを、うちの市の場合はエクセルで作ってしまっていて、その水田台帳に基づく申請という形で今までは紙で申請していたんですけれども、これから、このシステム導入の内容になりますけれども、そのエクセルで使っていた水田台帳のデータをeMAFFに接続できるような形に変換します。その費用と、あとは、市のネットワークのほうをeMAFFに接続できるような変換、こちらの費用の2本立ての費用がかかるようになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところなんですけれども、私も農水省のこのデータを出してみました。そうすると、まずこの名目は水田農業経営推進に要する経費ということで、下の18のところも同じく経営所得安定対策等推進事業、これはあれですか、農水省が言っている水田農業高収益化推進計画とイコールのものと考えてよろしいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 経営所得安定対策等推進事業、こちらにつきましては、経営所得安定対策のメニューの中の1事業になります。これ毎年計上しているんですけれども、地域農業再生協議会、こちらの事務運営費の費用という形で毎年計上しております。財源は同額の交付金が歳入で入ってくるんですけれども、今回の分についてはそのシステム導入のために新たに追加した交付金、こちらのほう歳出と同額歳入に入ってきますので、そのような流れで補正のほうは組ませていただきました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 令和4年度予定というようなものも出てきたんですけれども、データで、このデータの中には水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成というようなことで、残っているの、このような書き方があったんですけれども、内容はそれでよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 経営所得安定対策という大きな事業については同じなんですけれども、その中の地域農業再生協議会、こちらのほうの運営に関わるものについては全て経営所得安定対策等推進事業費交付金という形で交付されておりますので、今委員がおっしゃったのは少し内容が違ってきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういうものに申請をして事業展開をしようという農家の方というのは、家族経営協定を結んでいるような方々の申請があった場合にこういうことが適用になるのでしょうか。どういう実態になっているのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 家族経営協定とか、あと、認定農業者制度とか、それはまた別のものとして、あくまでも経営所得安定対策事業、こちらに参加する農家の方、これは認定農業者以外でも関係ありません、経営所得安定対策事業に参加される農家の方は全て対象になりますので、先ほど委員が

おっしゃられた補助事業、そちらのほうの申請についてもこのeMAFFで申請できますので、その土台を整えるというか、オンライン申請の土台を整えるようなシステムの導入、そういうものが今回の補正の内容になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 細かいことで恐縮です。この補正額の財源内訳を見ると、一般財源が5,000円と出るのは、これはどういうことでこういうふうになっているのでしょうか。失礼しました。これは下のほうに関係する金額でした。4)のほうでしたね。すみません。失礼いたしました。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

○竹内陽子委員 いいです。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今の聞いていますと、eMAFFというシステムに全部この台帳の情報とかを一括して管理するということとなると、農水省のほうで情報は一括して管理するようになるというイメージでよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に進みます。21ページ、7款土木費、これについて質疑を行います。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、21ページの2の道路新設改良費、この中で、工業団地アクセス道路整備事業費、これが70万円あります。せんだって、私たち委員会もこのアクセス道路を見学させていただきました。そんなことで、現場の実情に合わせた道路にしていくということが大事だと思っています。この道路は相続の問題が複雑になっております。また、工業団地からも早期に使えるようにしてほしいという要望が出されています。この中で、修正ということなんですけれども、期間を早める、短縮するための修正なのか、あるいは、警察等の何か打合せという、相談ということもちょっと説明に入っていたと思うんですけれども、その警察との協議によるものなのか、その修正設計業務の内容について伺いたいと思います。

また、ちょっと念のため、聞いている人のために、どこの場所になるのかも付け加えていただければと思いますので。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

道路計画を立てる場合、交通の安全と円滑な道路とするため、交通管理者である県公安委員会となる県警本部、交通規制課との事前協議を行う必要があります。本路線につきましても、平成25年6月に協議を完了しているところですが、未相続共有地で用地買収が困難な箇所について早期に供用開始をするに当たり、未買収地を迂回させるような形での道路線形修正を行い、部分的な暫定供用に向け、再度県警本部、交通規制課と協議を行うための業務でございます。

それと、今回やる修正設計、増額を見ている場所をお答えさせていただきます。道路修正設計業務を行う場所としては2か所ございます。そのうち1か所につきましては、白井第一工業団地内にある白井の湯を目印としますと、白井の湯から柏方面に向かっていき、金富橋手前の十字路交差点付近となります。もう1か所は、この十字路交差点付近から国道16号に向かって500メートルほど行った辺りとなります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今御答弁の中にも、部分的な共有、暫定共有というふうにおっしゃっておりますけれども、その内容についてももう少し分かりやすく、迂回とかとおっしゃっていましたが、説明をお願いしたいと思います。それと、あと委託料の70万円、補正されているその70万円の理由ということについても伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

本路線については標準幅員を13.5メートルとしておりますが、増額補正する箇所の道路線形修正に伴う暫定形態については、道路構造の基準を満たした上で、暫定幅員を9メートルとし、併せて幅員を減少させる箇所については警戒標識、置式ガードレール及び路面標示等の必要な安全対策を講じる予定でございます。

増額理由につきましては、当初設計において暫定形態の検討箇所である2か所のうち1か所について業務を進めている中で、交通の安全を図るため緩やかなカーブになるように検討範囲を広げる必要が生じたことから増額補正するものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 分かりました。道幅を狭くして、ちょっと迂回させると。でも、ちゃんとそのためのいろいろな安全対策は講じるということだと思います。

それでは、その業務が業務箇所は今どの程度進んでいるのか、進捗状況をちょっと伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

現在の進捗状況につきましては、6月3日付で県内の土木関係建設コンサルタント会社との契約を締結し、線形案の検討等を進めているところでありまして、履行期間は令和5年3月31日までとなっております。その中で、規制課協議について、第1回協議を10月27日に実施済みで、次回協議、第2回を12月20日に予定しているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 分かりました。コンサルにも依頼していろいろ進めていると。その中で、12月20日にもまた協議をするということですね。

それで、ちょっと一番お聞きしたかったのは、今回の修正の設計を基にアクセス道路を進めていくわけですけれども、スケジュールがまた大きく違ってきちゃうとか、あるいは、実際工事がちょっと変わると思うので、その工事の費用についてはどうなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

まず、スケジュールについて御回答させていただきます。現在の整備スケジュールは、全員協議会でも報告させていただいたんですけれども、令和5年度工事完了、令和6年度供用開始目標としておりますが、整備スケジュールの見直しが必要と考えております。5年度までの事業計画でございますので、6年度以降の事業費につきましては、本道路整備について、市の重点戦略事業でありますので、企画政策課、財政課等関係課と協議をしながらスケジュールの見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、実際の工事費、費用については、本修正設計を基に暫定形態の工事に係る費用を算出し、それを加えて全体の事業費を修正する必要がありますので、見直しを行っていきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 21ページの道路維持費、その3)市道維持修繕事業とあるんですが、よく見ると委託料で、道路清掃委託料とあるわけです。よく市内を走ってみると、かなりごみが落ちているとか、いろいろありますけれども、この160万円というのはどういう内訳の清掃料なんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

道路清掃委託料には、除草清掃、側溝清掃、暗渠清掃、路肩清掃と無機汚泥処分の委託料が合わさっております。今回160万円の増額補正となる理由としましては、除草清掃においての分となっております。

以上です。

160万円については、道路上の草の除去ということで、除草清掃によるものでございます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これは草の生えている、秋口辺りはかなり生えていたんですけども、これはどういう順番というか、どこをどういうふうにして刈っていく、まだ枯れ草でも飛び出ているような状況のところもありますけれども、全部が全部やれていないと思うんですね。どういう手順でどういう計画でこれ進めているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 金額で160万円ということで、今回これを増額に乗せた理由として、やはり市民からの要望が結構ございます。予算の算出時期で、もうその時点で前期分の要望件数として73件ございました。この73件というのは、前年度、令和3年度の前期後期合わせて77件を上回る件数に近い要望を受けております。ただ、その中で優先順位とかというのは、やはり要望があって、現地を見て、速やかに対応していくものなので、随時要望を受けて実施しておるところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 要望があったところということで、取りあえず一般財源で清掃しているわけですけども、まだ市内全体を見ると、やはりそういう清掃しなきゃいけない、草も刈らなきゃいけないというところがあると私は見ているんですけども、今後それはどういうふうに対応していくんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回件数が多いということで、実際現場を見て、範囲も大きいところと小さいところとかあるんですけども、その中で、予算時期のところ、今年度の執行状況で後期分の過年度の実績状況を踏まえ160万円という金額を乗せていただきましたけれども、実際今後また今要望が来ているところが多々あります。その中で、予算の範囲内で、今回増額160万円についても、その予算の範囲内で実際やっていくんですけども、全部が全部、市民の方に申し訳ないんですけども、要望に応えられないところもあるかと思いますが、そちらはまた新年度になるべく早めに対応していきたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 さっきのアクセス道路の件なんですけれども、委託料の見直しをすることで設計変更がされ、全体的なスケジュールもまた見直しをし、工事費用もまた変わってくるだろうという受け止めをしたんですけども、それでよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 そのとおりでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 道路を迂回させるというのは前年度のほうでもう決まっていた話で、当初予算にもそれを見越した金額として2億円、幾らでしたっけ、2億6,000万円だか何か載っていたと思うんですけども、それがかなり変更になってしまうというふうに捉えていいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回ののは、すみません、委託料なんですけれども、もともと委託の中で2か所ということで見えていた中で、迂回させる範囲が、申し上げますと、範囲が広がったということなんですけれども、もともと140メートルほどで見えていたのが、先ほども御答弁させていただいたんですけれども、安全に車が走行できるような、緩やかにするというので、140メートルから300メートルに一応延ばした影響で、作業として発生しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません、当初予算、工場業団地アクセス道路の整備事業は1億1,400万円でした。ここに対してまた変更が加わって、140メートルの迂回が300メートル、結構伸びちゃいますけれども、そうすると工事費も今後また増額されるというふうにこちらのほうは見込まれると思っていたほうがいいですね。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 本線の計画と併せて、今回の迂回させることによって若干延長のほうも伸びてきます。実際の暫定幅員、当初本計画では13.5メートルから9メートルになりますけれども、実際迂回させることによって延長も増えると思いますので、その辺は、委託成果を基に工事費を算出して、事業費のほうに上乗せして、全体事業費を算出したいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこについては分かりました。

では、その上の交通安全施設整備に要する経費なんですけれども、カーブミラーなどの設置をするということでした、不足だということで。ただ当初予算に比べて1.8倍ぐらい、当初予算550万円だったのが320万円と結構増額が大きいので、内容的にどのようなものなのかをお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

増額しています320万円ということで、今回増額させていただいたんですけれども、増額となった

大きな理由としましてお答えさせていただきます。今年度前期は、白井駅前郵便局西側道路で破損等のポストコーン22本を撤去し新たに設置したこと、それと、単価が高いカーブミラー、こちらは昨年度前期分で3基の修繕を行ったんですけども、今年度前期については、カーブミラー鏡面の破損により交換が5か所、それと、カーブミラーの撤去新設が1か所、及び、新設カーブミラーの設置が1か所、合わせると7か所という形の修繕要望がありましたので、大きいところがポストコーンの撤去新設とカーブミラーの影響で、既に前期分の全体で予算額の90%の執行が見込まれることから、今回前期分の執行状況と過年度の後期分の実績を踏まえて、不足額320万円を増額補正するものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入について質疑を行います。

12ページ、16款2項3目農林水産業費県補助金、これについて質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 ないものといたします。

次に、第2表、繰越明許費補正について質疑を行います。

6ページ、7款4項公園施設環境整備事業、これについて質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 ないものといたします。以上で繰越明許費についての質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について

○秋谷公臣委員長 日程第4、議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。全体を通しての質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 光熱費の部分ですけれども、相当高額な、4月に比べて随分どんどん上がってきているということを聞いているんですけれども、どのくらい実際に上がっていったこの金額になっているのかということの御説明をお願いします。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 お答えいたします。

当初予算につきましては、予算編成年度における最高月額料金を基に予算編成をしております。しかしながら、令和4年度に入りまして、4月の段階で月額10万円程度、8月頃になりますと30万円程度当初予算よりも月額料金が上がっております。

主な要因につきましては、電力料金を構成する燃料調整費の値上がりが見られます。当初予算においては、円高原油安を背景にマイナス2円程度だった燃料調整費が、4月に入りまして2.2円程度、こちらは1キロワットアワー当たりですけれども、9月現在においては6.27円というふうに燃料調整費が上がっておりますので、こちらが主な要因と考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこについては分かりました。

それと、システム改修のほうなんですけれども、インボイス制度導入に伴うシステム改修ということなんですけれども、どういうふうな内容、それと、それにかかる費用と財源はどのようになるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 インボイス制度に関してお答えいたします。

システム改修の内容につきましては、料金関係の検針票、請求書、領収書等にインボイス登録番号を記載する予定になっております。財源につきましては、自己財源を予定しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 記載する予定ですということですが、登録申請はもうされているんですか。登録申請をしないとこのシステム改修に取りかかれないとか、どういうふうになっているんですか。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 登録申請につきましては、現在申請を終わっておりますので、番号をいただくまでには至っておりませんが、申請は行っております。

システム改修につきましては、時間がかかりますので、議決いただきました後に委託いたしますので、それからシステムのほうの改修を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけれども、財源は自己財源の予定なんですか。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 委員のおっしゃるとおりです。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)について

○秋谷公臣委員長 日程第5、議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。全体を通じて質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○秋谷公臣委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所掌事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 0時13分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日

白井市都市経済常任委員長